諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和７年１月７日（令和７年（行情）諮問第１０号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７７４号）
事件名：熊本地方最低賃金審議会事業場視察票等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の５欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和６年４月２６日付け熊労発基０４２６第２号により熊本労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由については、審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書

原則として全文公開すべきである。事業場視察に関しては、不開示が多すぎる。募集している賃金、どの国から働きに来ている外国人か、賃金の締め日など開示しても差し支えないものが混ざっている。専門部会の議事録で不開示にすべき理由はまったく見当たらない。

（２）意見書１

ア　基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ　その理由

（ア）参考人や視察対象企業からの聞き取り情報については、法の趣旨に照らし可能な限り公開すべきである。特に、最低賃金は、労使すべての生活と経営に直結する重要な問題であり、その決定過程に関する情報は、社会全体の透明性を高めるために不可欠である。非公開とする情報は、極力限定的にすべきである。

（イ）公労、公使が個別に協議する「二者協議」は、２つの部分に分け

られる。一つは、三者協議の延長としての金額審議である。これは不開示にする理由はない。もう一つは、最低賃金を決定する過程には労使交渉の側面があるため、労側がいまのところ使側に聞かれたくない内容を公益に伝え、その次に、公益が労側から聞いたことを頭に入れながら使側から個別に聞き取りをすることで、公益が労使に対して歩み寄りを促す部分である。例えば、ある県の労側委員によれば、二者協議において「使側が目安ちょうどに歩み寄るなら全会一致を目指しても良い。しかし、それすら譲らないのなら目安に上積みした状態で進める」と提案している。これは、その場においては使側委員に対して開示すべきではないが、議事録を作成し、公表する段階ではすでに最低賃金額は決定しており、不開示にする理由は消えている。

（ウ）そもそも、自ら立候補して労働局長が適任と認める委員が、二者協議であっても公にできない議論をしてもよい理由はない。委員の発言に対して誹謗中傷がなされたことがあると主張するが、国会議員や地方議員であっても同様の立場に立っているのであって、議場での過去の発言をもとにして意見表明ができなくなるとは考えられない。審議委員は責任を持って発言しているはずであって、そのようなことができないと自覚するのであれば、立候補しなければよいだけのことである。

（３）意見書２

ア　「法５条５号該当性」について

審査請求人は既に提出した意見書において、最低賃金の決定過程に関する情報は可能な限り公開されるべきであり、二者協議の内容についても、最低賃金額が決定された後は公開が可能であることを主張した。

諮問庁は、不開示部分には公益委員による労使双方との調整過程が記録されており、これを開示すると将来の率直な意見交換が妨げられるおそれがあると主張する。

しかし、諮問庁は、開示によって将来どのような具体的支障が生じるのかについて十分な説明を行っていない。

本件で開示が求められているのは、既に結論が出され最低賃金額が決定された過去の審議内容である。最低賃金審議会は公的な意思形成機関であり、その調整過程を含む決定過程は可能な限り国民の検証にさらされるべきである。

イ　「非公開を前提とした発言」との主張について

諮問庁は、当該協議について「非公開であることを前提に委員の発言がなされている」と主張する。

しかし、法において不開示情報に該当するか否かは法の要件により判断されるのであり、発言者の主観的な期待によって決まるものではない。

また、審議委員は公的な審議に参加する立場として任命された者であり、その発言や判断について一定の説明責任を負う立場にある。

ウ　委員に対する誹謗中傷のおそれについて

諮問庁は、過去に委員に対する誹謗中傷がなされた事例があると主張する。

しかし、その具体的内容、発生時期、件数、影響等は示されていない。

また、公的な意思決定に関与する者の発言や判断に関する批判、評価又は意見表明がなされること自体は民主的社会において通常想定されるものである。

仮に一部に不適切な言動が存在したとしても、そのことのみを理由として公的審議の記録全体を広く非公開とすることは相当ではない。

エ　「法５条６号柱書き該当性」について

諮問庁は補充理由説明書において、新たに法５条６号柱書きを不開示理由として追加している。

法５条６号柱書きが対象とするのは、事務又は事業の適正な遂行に具体的支障が生ずるおそれである。しかし、諮問庁は、本件文書を開示した場合に地方最低賃金審議会の事務運営にどのような具体的支障が発生するのかについて十分な説明を行っていない。

オ　不開示部分について

諮問庁は、不開示部分について「公益委員が労働者代表委員又は使用者代表委員と個別に協議し、双方の意見について聴取し、合意形成のために働きかけを行う過程」であると説明している。

しかし、審査請求人が開示を求めているのは、その調整過程そのものである。

最低賃金審議会において、公益委員がどのような根拠で金額を提示し、労働者代表委員及び使用者代表委員がどのような意見を述べ、最終的にどのような経緯で合意形成に至ったのかは、最低賃金決定過程の核心部分である。

特に、本件議事録においては、不開示部分の前後で８９５円、８９６円、他県との比較、発効時期などについての具体的な議論が開示されていることから、不開示部分にも最低賃金額の調整や合意形成に関する議論が含まれていると推測される。

地域別最低賃金は地域の全ての労使に影響を及ぼす重要な行政判断である以上、その決定過程の核心部分こそ国民による検証の対象と

なるべきである。

カ　他県の開示事例について

諮問庁は、公益委員と労働者代表委員又は使用者代表委員との個別協議の記録を開示すると、今後の率直な意見交換や調整機能に支障が生じると主張している。

審査請求人は令和６年度新潟地方最低賃金専門部会の議事録を入手したが、その二者協議の記録は、企業名等の必要最小限の部分を除き、広く開示されている。

この議事録のやり取りには、例えば、特定使用者代表委員と特定部会長の間で「５４円という数字の根拠は何だ」「都合のいい数字だけ取り出しているのではないか」といった激しいやりとりや、生々しい本音の応酬が見られる。

つまり、後で公開されるからといって、議論の萎縮は現実には起きておらず、委員が発言を手控えたり、議論が萎縮したりする様子は、この議事録を見る限り全く見受けられないと言える。むしろ、労使ともに非常に真剣かつ率直に議論を戦わせている。

さらに、審議の最中（まさに交渉が膠着しているリアルタイム）にすべてを逐一ライブ中継や無制限で出すと、当事者がポーズをとってしまって交渉がまとまらなくなるという実務上の支障は確かにあり得る（だからこそ協議中は非公開にする）。しかし、「決定・結審した後に、過去の二者協議の議事録を開示する」ことに対しては、委員の萎縮という実質的な弊害はほとんどないことが、この公開された文書によって証明されていると言える。

このことから、開示したとしても最低賃金審議会の運営や委員の率直な意見交換に直ちに支障が生じるものではないと言える。

同じ審議会制度の下で、二者協議の内容が公開されている事例が実際に存在する以上、公開すると将来の議論が萎縮するという抽象的なおそれは、新潟県の現実の運用に照らして理由がなく、過剰な不開示に当たる。

キ　まとめ

地域別最低賃金の決定は、地域の全ての労使に影響を及ぼす極めて重要な行政判断である。

諮問庁は、本件文書を開示した場合に生じる支障について抽象的な可能性を述べるのみで、具体的かつ合理的な説明を行っていない。

一方で、本件において審査請求人が開示を求めているのは、最低賃金額の調整及び合意形成に至る過程という、まさに最低賃金の決定の核心部分であり、国民による検証が強く求められる事項である。

したがって、本件不開示部分は開示されるべきであり、少なくとも

部分開示されるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分を反映済み。）。

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和６年３月８日付け（同月１１日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、別紙の１に掲げる行政文書に係る開示請求をした。

（２）これに対して、処分庁は、令和６年４月４日付け熊労発基０４０４第２号により、法１０条２項に基づく開示決定等の期限の延長をした上で、同年４月２６日付け熊労発基０４２６第２号により、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年５月２０日付け（同月２２日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で不開示を維持することが妥当である。

３　理由

（１）最低賃金審議会について

ア　最低賃金審議会について

最低賃金審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和３４年政令第１６３号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く（最賃法２０条）。

（イ）最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を局長に建議することができる（最賃法２１条）。

（ウ）最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法２５条２項）。

（エ）最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法２５条５項）。

イ　最低賃金審議会に関連する条約について

ＩＬＯ「開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約」（第１３１号）（１９７１年４月２９日批准登録）においては、最低賃金制度の決定、運用、修正に関連して、代表的な労使団体と十分な協議が行われるための措置をとることとされている（４条２項）。

ウ　地方最低賃金審議会の委員について

地方最低賃金審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されており、その概要は次のとおりである。

（ア）最低賃金審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）、各同数をもって組織する（最賃法２２条）。

（イ）委員は、局長が任命する（最賃法２３条１項）。

（ウ）局長は、地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令３条１項）。

（エ）地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令３条２項）。

エ　熊本地方最低賃金審議会について

熊本地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

（ア）熊本地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の規定により、専門部会を設置している。

（イ）熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程（平成１７年３月２５日制定（最終改定令和３年７月８日））８条１項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」。また、９条２項において、「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と定めている。

（ウ）第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会で審議検討の上、

率直な意見交換に支障が生ずること、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること等を理由に、令和５年度における熊本最低賃金審議会専門部会の審議についてすべて非公開とし、議事要旨を公表している。

（エ）熊本地方最低賃金審議会においては、令和５年度熊本地方最低賃金審議会委員による事業場視察を令和５年７月７日に実施している。

（２）対象行政文書の特定について

処分庁は、２０２３年度の地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録として、別紙の２に掲げる文書を本件対象文書として特定した。

（３）不開示情報該当性について

不開示部分を示す場合は、文書番号１ないし１７及び別表の分類番号①ないし㉝を用いて示す。

ア　法５条１号該当性

文書番号１の⑥、⑩、⑲ないし㉝、文書番号２の③には、特定の個人の職名、氏名など個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法５条１号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ　法５条２号イ該当性

文書番号１の①ないし⑤、⑦ないし⑨、⑪ないし⑱、文書番号２の①、②、④ないし⑲、文書番号３の①ないし⑤、文書番号５の①には、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人及び団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、法５条２号イに該当するから、不開示を維持することが妥当である。

ウ　法５条２号ロ該当性

文書番号１の⑧、⑨、⑪ないし⑱、文書番号２の⑤ないし⑲、文書番号３の①ないし⑤については、熊本地方最低賃金審議会の要請を受けて、公にしないとの条件で、視察対象企業等から任意に提供されたものであって、その条件を付することが合理的であると認められるものであり、法５条２号ロに該当するから不開示を維持することが妥当である。この点、原処分は、不開示理由について法５条２号イのみを挙げているが、法５条２号ロも不開示理由に追加することが適当である。

エ　法５条５号該当性

最低賃金に係る制度の運用については上記（１）イのとおり、代表的な使用者団体及び労働者団体の代表者との十分な協議が行われる

ための措置を取るものとされている。この措置として、上記（１）ウのとおり、最賃法において地方最低賃金審議会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益委員同数で構成することが定められており、この審議により労働者代表と使用者代表との間の十分な協議が担保されている。

文書番号１２の①及び②、文書番号１５の①及び②については、労働者代表委員と使用者代表委員の意見の調整が必要なときに、専門部会の部会長の判断により公益委員が労働者代表委員又は使用者代表委員と個別に協議し、双方の意見について聴取し、合意形成のために働きかけを行う過程が記録されている。この協議については、非公開であることを前提に委員の発言がなされているものである。これを公にすることは各委員にとって予期していないことであり、今後、開催される地方最低賃金審議会においての率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。更に、最低賃金審議会においては、委員個人に対して審議会における発言について誹謗中傷がなされることもあり、過去の発言に起因して委員に対し不当な圧力が加わることにより、今後、審議会における委員の自由な意見表明や表決が阻害されるおそれがあるものであり、法５条５号の不開示情報に該当するから不開示を維持することが妥当である。

オ　法５条６号柱書き該当性

文書番号１２の①及び②、文書番号１５の①及び②については、上記エで述べたとおり、非公開であることを前提とした公益委員の発言であり、これを公にすると、今後、公益委員が知り得た具体的な情報を提示しながら労働者代表委員又は使用者代表委員と率直な議論をすることをちゅうちょし、地方最低賃金審議会における十分な調査審議が困難となり、ひいては、地方最低賃金審議会での答申を踏まえ都道府県労働局長が地域別最低賃金の改正等を決定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであり、法第５条第６号柱書きの不開示情報に該当するから不開示を維持することが妥当である。この点、原処分では、不開示理由として法第５条第５号のみを挙げているが、法第５条第６号柱書きも不開示理由に追加することが適当である。

（４）新たに開示する部分

文書番号４の①ないし⑫、文書番号５の②、文書番号６の①ないし③、文書番号７の①ないし⑦、文書番号８の①および②、文書番号９の①、文書番号１０の①、文書番号１１の①ないし③については、法５条各号の規定に該当しないため、開示すべきである。

（５）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「原則として全文公開すべきである。事業場視察に関しては、不開示が多すぎる。募集している賃金、どの国から働きに来ている外国人か、賃金の締め日など開示しても差し支えないものが混ざっている。専門部会の議事録で不開示にすべき理由はまったく見当たらない。」旨を主張しているが、本件対象行政文書の不開示情報の該当性については、上記（３）のとおりであり、その主張は、本件の結論を左右しない

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記３（４）に掲げる部分については新たに開示し、その余の部分については該当不開示条項に法５条２号ロ及び６号柱書きを追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１月７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月２３日　　審議
④　同月２４日　　審査請求人から意見書１を収受
⑤　令和８年９月２８日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
⑥　同年１０月７日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑦　同月２２日　　審査請求人から意見書２及び資料を収受
⑧　同月２７日　　審査請求人から資料を収受
⑨　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条１号、２号イ及び５号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部（上記第３の３（４））を開示するとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、法５条２号ロ及び６号柱書きの不開示理由を追加した上で、不開示を維持するのが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の５欄に掲げる部分）について

ア　通番１６の５欄に掲げる部分

当該部分は、令和５年度熊本地方最低賃金審議会事業場視察復命書

に記載された、事業場担当者が求人募集の一般的な手段について言及する部分であり、当該部分を公にしても、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。また、その内容を公にしないとの条件を維持すべき理由も認められない。

したがって、当該部分は、法５条２号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ　通番３２の５欄に掲げる部分

当該部分は、令和５年度熊本地方最低賃金審議会事業場視察復命書の労働者代表との意見交換の記載であるが、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するとは認められない。また、当該部分は、当該労働者代表が雇用される事業場の業種における一般的な労働環境に関する記載であり、同号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとも認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

ウ　通番５３の５欄に掲げる部分

当該部分は、令和５年度熊本地方最低賃金審議会事業場視察の質疑応答メモのうち令和４年度の最低賃金の記載である。当審査会事務局職員をして熊本労働局のウェブサイトを確認させたところ、当該部分は公表されている情報から明らかである。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法５条２号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ　通番５８の５欄に掲げる部分

当該部分は、第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第２回熊本県最低賃金専門部会議事録に記載された、使用者代表委員が賃上げに関する一般的な動向について説明する中で特定の企業名に言及する部分であるが、地域の事業者や求職者、地域経済の動向に関心を有する者等であれば知り得る情報であり、当該部分を公にしても、当該企業の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法５条２号イに該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）について

ア　法５条１号該当性について

（ア）通番６、通番１０及び通番３６の不開示維持部分

当該部分は、熊本地方最低賃金審議会事業場視察復命書及び熊本地方最低賃金審議会事業場視察票に記載された、視察先事業場の代表者名・役職名である。

当該部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、同号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該実地視察は、視察内容を公開することを前提に行われたものではないとのことであった。このほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法６条２項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番１９ないし通番３１及び通番３３の不開示維持部分

当該部分は、熊本地方最低賃金審議会事業場視察復命書の労働者代表との意見交換に記載された、視察先事業場の労働者が自身に関する情報について述べている部分であり、所属部署、職種、勤続年数、家族構成のほか、家庭生活、収入及び家計の状況等に係る情報が記載されている。

上記部分は、一体として法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、同号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該実地視察は、視察内容を公開することを前提に行われたものではないとのことであった。このほかに、上記部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法６条２項に基づく部分開示の可否について検討すると、これを公にすると、関係者等一定の範囲の者においては当該個人を特定することが可能となるおそれは否定し難く、そのようなことになれば、他者に知られたくない私的な情報が併せて知られることになり、当該個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示とするこ

とが妥当である。

イ　法５条２号イ該当性について

通番１ないし通番５、通番７ないし通番９、通番１１ないし通番１５、通番１７、通番１８、通番３４、通番３５及び通番３７ないし通番５７の不開示維持部分（別表の５欄に掲げる部分を除く。）は、（ⅰ）熊本地方最低賃金審議会事業場視察復命書、（ⅱ）熊本地方最低賃金審議会事業場視察票及び（ⅲ）事業場視察の質疑応答メモの記載であり、視察先事業場の名称、所在地等の視察先事業場を特定し得る情報又は視察先事業場の経営事情、労働者に関する事項、賃金に関する事項、視察先事業場説明者による当該事業場の内実についての回答等、当該事業場において公にしていない経営情報の詳細であることが確認できる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該実地視察は、視察内容を公開することを前提に行われたものではないとのことであった。このため、これらを公にすると、当該事業場の経営状況や雇用状況等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条２号イに該当し、それぞれの通番の３欄に掲げるその他の不開示事由（同号ロ）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ　法５条６号柱書き該当性について

通番５９ないし通番６２の不開示維持部分は、第５４期（令和５年度）熊本県地方最低賃金審議会の第４回及び第５回最低賃金専門部会において、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれの最低賃金の提示額の根拠となる基本的な考え方を踏まえた公益委員が労働者代表委員又は使用者代表委員と個別に協議し、双方の意見について聴取し、合意形成のために働き掛けを行う過程が記録されている。

当該部分は、非公開であることを前提とした公益委員の発言であり、これを公にすると、公益委員が知り得た具体的な情報を提示しながら労働者代表委員又は使用者代表委員と率直な議論をすることをちゅうちょし、地方最低賃金審議会における的確な調査審議が困難となり、ひいては、地方最低賃金審議会での答申を踏まえ労働局長が地域別最低賃金額を決定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

（１）審査請求人は、他県の地方最低賃金審議会議事録の開示事例を示した上で、公益委員と労働者代表委員又は使用者代表委員との二者協議の記録は、企業名等の必要最小限の部分を除き、広く開示されている旨主張する（上記第２の２（３）カ）。

しかし、地域別最低賃金を定める際に考慮することとされている地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力（最低賃金法９条２項）、都道府県ごとに設置することとされている各地方最低賃金審議会の運営の実情や合意形成の困難度など、地域別最低賃金の審議をめぐる諸条件が一様ではないと考えられることに鑑みれば、他の都道府県労働局長の判断は処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないと考えられる。

以上のことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

（２）審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ及び５号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条１号、２号イ及びロ、５号並びに６号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分のうち、別表の５欄に掲げる部分を除く部分は、同条１号、２号イ及び６号柱書きに該当すると認められるので、同条２号ロ及び５号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条１号、２号イ及びロに該当せず、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

１　本件開示請求に係る行政文書

２０２３年度地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録のすべて。

・　本審、専門部会、小委員会、事業場視察等のすべてを対象とする。
・　すでにホームページに掲載された部分は除く。
・　録音データが望ましいが、文字起こしされたものがあれば、それでかまわない。
・　特に、議事が一部非公開とされた部分がある場合、議事録にはその詳細な内容が記録されていないとき、議事録とは別の記録、メモ、録音データ等、作成されたものがあれば、それをすべて含む。
・　公労、公使、公益のみの会議のように、公労使三者がそろわない場面で、事務局が立ち会っていても、その記録が議事録にない場合、事務局が作成した記録、メモ、録音データ等のすべてを含む。

２　本件対象文書

（１）復命書（熊本地方最低賃金審議会　事業場視察に係るもの）（文書番号１）
（２）熊本地方最低賃金審議会事業場視察票（文書番号２）
（３）事業場視察の質疑応答メモ（文書番号３）
（４）「第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第１回ないし第６回熊本県最低賃金専門部会」議事録（文書番号４ないし文書番号９）
（５）「第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第２回、第４回ないし第６回熊本県最低賃金専門部会　公益代表・使用者代表協議」議事録（文書番号１０ないし文書番号１３）
（６）「第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第２回、第４回ないし第６回熊本県最低賃金専門部会　公益代表・労働者代表協議」議事録（文書番号１４ないし文書番号１７）

別表

１　文書番号及び文書名		２　原処分で不開示とした箇所			３　法５条各号該当性等	４　通番	５　２欄のうち開示すべき部分
１	復命書（熊本地方最低賃金審議会事業場視察に係るもの）	１頁	①	「出張地」欄１行目及び２行目	２号イ	１	－
			②	「用務」欄１行目１文字目ないし６文字目	２号イ	２	－
			③	「用務」欄下、復命内容の記載欄１行目１文字目ないし６文字目	２号イ	３	－
		２頁	④	１５行目４文字目ないし最終文字	２号イ	４	－
			⑤	１６行目５文字目ないし最終文字	２号イ	５	－
			⑥	１７行目	１号	６	－
			⑦	１８行目１０文字目ないし最終文字	２号イ	７	－
			⑧	１９行目７文字目及び８文字目、１５文字目及び１６文字目、２０文字目及び２１文字目、２８文字目及び２９文字目	２号イ、ロ	８	－
			⑨	２０行目６文字目ないし２３行目９文字目	２号イ、ロ	９	－
			⑩	２６行目１文字目ないし５文字目	１号	１０	－
			⑪	２８行目２文字目及び３文字目	２号イ、ロ	１１	－

			⑫	２９行目１０文字目ないし１２文字目	２号イ、ロ	１２	－
		３頁	⑬	１行目２文字目ないし７文字目	２号イ、ロ	１３	－
			⑭	２行目２９文字目ないし３７文字目	２号イ、ロ	１４	－
			⑮	３行目１４文字目及び１５文字目	２号イ、ロ	１５	－
			⑯	９行目３７文字目ないし最終文字	２号イ、ロ	１６	全て
			⑰	１２行目２６文字目及び２７文字目、３１文字目及び３２文字目	２号イ、ロ	１７	－
			⑱	１３行目１文字目及び２文字目	２号イ、ロ	１８	－
			⑲	１４行目９文字目ないし１７文字目、１９文字目ないし２１文字目	１号	１９	－
			⑳	１５行目６文字目、１２文字目、２１文字目、３１文字目ないし３３文字目	１号	２０	－
			㉑	１６行目７文字目ないし９文字目、２０文字目ないし２８文字目	１号	２１	－
			㉒	１６行目２９文字目ないし３５文字目	１号	２２	－
			㉓	１８行目２１文字目ないし２６文字目、３５文字目及び３６文字目	１号	２３	－
			㉔	１９行目４文字目及び５文字目	１号	２４	－
			㉕	２０行目２文字目な	１号	２５	－

				いし１３文字目			
			㉖	２１行目１８文字目ないし３２文字目	１号	２６	－
			㉗	２１行目３３文字目ないし３７文字目	１号	２７	－
			㉘	２２行目１５文字目、２７文字目及び２８文字目、３５文字目ないし３８文字目	１号	２８	－
			㉙	２３行目５文字目ないし８文字目	１号	２９	－
			㉚	２３行目１９文字目ないし２４文字目	１号	３０	－
			㉛	２４行目３文字目ないし１２文字目	１号	３１	－
			㉜	２５行目３５文字目ないし３８文字目	１号	３２	全て
			㉝	２７行目６文字目ないし８文字目	１号	３３	－
２	熊本地方最低賃金審議会事業場視察票	１頁	①	「事業場」欄の「名称」欄	２号イ	３４	－
			②	「事業場」欄の「所在地」欄	２号イ	３５	－
			③	「事業場」欄の「代表者名・役職名」欄	１号	３６	－
			④	「事業場の概要」欄の「主な生産品」欄	２号イ	３７	－
			⑤	「労働者に関する事項」欄の「労働者数」欄のうち男、女、計それぞれの「常用労働者」欄（人の文字を除く。）	２号イ、ロ	３８	－
			⑥	「労働者に関する事項」欄の「労働者	２号イ、ロ	３９	－

				数」欄のうち男、女、計それぞれの「パート・アルバイト」欄（人の文字を除く。）			
			⑦	「労働者に関する事項」欄の「労働者数」欄のうち計の「派遣社員・その他１）」欄（人の文字を除く。）	２号イ、ロ	４０	－
			⑧	「労働者に関する事項」欄の「労働者数」欄のうち男、女、計それぞれの「合計」欄（人の文字を除く。）	２号イ、ロ	４１	－
			⑨	「労働者に関する事項」欄の「労働者の採用状況２）」欄（新卒者、男、女、人、中途採用の文字を除く。）	２号イ、ロ	４２	－
			⑩	「経営事情」欄の「貴社の経営状態（売上高・企業損益等）」欄	２号イ、ロ	４３	－
			⑪	「経営事情」欄の「前年度分」欄１行目の欄２行目１文字目ないし３文字目	２号イ、ロ	４４	－
			⑫	「経営事情」欄の「前年度分」欄３行目の欄２行目１文字目ないし３文字目	２号イ、ロ	４５	－
		２頁	⑬	「労働者に関する事項」欄の「中途採用	２号イ、ロ	４６	－

				３）」欄のうち男の該当部分（円の文字を除く。）			
			⑭	「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額（月例賃金）」列、「年齢」列、「勤続年数」列の「男４）」の「賃金の最高額」欄（円、歳、年の文字を除く。）	２号イ、ロ	４７	－
			⑮	「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額（月例賃金）」列、「年齢」列、「勤続年数」列の「男４）」の「賃金の最低額」欄（円、歳、年の文字を除く。）	２号イ、ロ	４８	－
			⑯	「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額（月例賃金）」列、「年齢」列、「勤続年数」列の「女４）」の「賃金の最高額」欄（円、歳、年の文字を除く。）	２号イ、ロ	４９	－
			⑰	「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額（月例賃金）」	２号イ、ロ	５０	－

				列、「年齢」列、「勤続年数」列の「女４）」の「賃金の最低額」欄（円、歳、年の文字を除く。）			
			⑱	「労働者に関する事項」欄の「パート等」欄のうち「時間給」列、「労働時間」列の「賃金の最高額」欄（円、日、時間の文字を除く。）	２号イ、ロ	５１	－
			⑲	「労働者に関する事項」欄の「パート等」欄のうち「時間給」列、「労働時間」列の「賃金の最低額」欄（円、日、時間の文字を除く。）	２号イ、ロ	５２	－
３	事業場視察の質疑応答メモ	１頁	①	６行目７文字目ないし９文字目、１２文字目ないし１４文字目	２号イ、ロ	５３	６行目７文字目ないし９文字目
			②	３２行目１６文字目ないし１８文字目	２号イ、ロ	５４	－
			③	３４行目１３文字目及び１４文字目	２号イ、ロ	５５	－
		２頁	④	２８行目１８文字目ないし２３文字目	２号イ、ロ	５６	－
		３頁	⑤	１０行目５文字目ないし７文字目	２号イ、ロ	５７	－

4	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第１回熊本県最低賃金専門部会議事録	１４頁	①	２行目１０文字目ないし１３文字目	新たに開示	－	－
		１５頁	②	４行目２４文字目ないし６行目	新たに開示	－	－
		２１頁	③	１２行目２３文字目及び２４文字目	新たに開示	－	－
			④	３５行目３３文字目ないし３６文字目	新たに開示	－	－
			⑤	３６行目１文字目ないし４文字目	新たに開示	－	－
		２２頁	⑥	１３行目３３文字目ないし３７文字目	新たに開示	－	－
			⑦	１７行目３文字目及び４文字目	新たに開示	－	－
			⑧	３３行目２５文字目ないし２７文字目、３２文字目ないし３５文字目	新たに開示	－	－
			⑨	３６行目１０文字目及び１１文字目	新たに開示	－	－
		２３頁	⑩	１７行目１１文字目及び１２文字目	新たに開示	－	－
		２４頁	⑪	２３行目３５文字目ないし２５行目９文字目	新たに開示	－	－
			⑫	２６行目２７文字目ないし２８行目１５文字目	新たに開示	－	－
5	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃	２頁	①	３２行目２０文字目ないし２３文字目	２号イ	５８	全て
		６頁	②	１行目２１文字目ないし３１文字目	新たに開示	－	－

	金審議会第２回熊本県最低賃金専門部会議事録						
6	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第３回熊本県最低賃金専門部会議事録	２頁	①	１８行目５文字目及び６文字目	新たに開示	－	－
		５頁	②	１１行目２８文字目ないし最終文字	新たに開示	－	－
		６頁	③	３８行目１６文字目ないし２３文字目	新たに開示	－	－
7	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第４回熊本県最低賃金専門部会議事録	２頁	①	２７行目１０文字目ないし２５文字目	新たに開示	－	－
		３頁	②	１３行目１０文字目ないし１３文字目	新たに開示	－	－
			③	１３行目３６文字目ないし１４行目７文字目	新たに開示	－	－
			④	１６行目１５文字目ないし１８文字目	新たに開示	－	－
			⑤	１６行目３８文字目ないし１７行目２文字目	新たに開示	－	－
			⑥	１７行目１４文字目ないし１７文字目	新たに開示	－	－
			⑦	１８行目１文字目ないし４文字目	新たに開示	－	－
8	第５４	４	①	２０行目１１文字目	新たに開示	－	－

	期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第５回熊本県最低賃金専門部会議事録	頁		ないし１７文字目			
		５頁	②	１行目２７文字目ないし３０文字目	新たに開示	－	－
９	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第６回熊本県最低賃金専門部会議事録	５頁	①	２５行目１７文字目ないし２４文字目	新たに開示	－	－
１０	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第２回熊本県最低賃金専門部会	７頁	①	２１行目２９文字目ないし３１文字目	新たに開示	－	－

	公益代表・使用者代表協議議事録						
11	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第４回熊本県最低賃金専門部会（公益代表・使用者代表協議）議事録	４頁	①	３１行目３４文字目ないし３６文字目	新たに開示	－	－
			②	３２行目３文字目ないし５文字目	新たに開示	－	－
			③	３５行目２８文字目ないし３０文字目	新たに開示	－	－
12	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第５回熊本県最低賃金専門部会（公益代表・	２頁	①	１６行目１１文字目ないし４０行目	５号、６号柱書き	５９	－
		３頁	②	１行目ないし７行目	５号、６号柱書き	６０	－

	使用者代表協議）議事録						
１５	第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第４回熊本県最低賃金専門部会（公益代表・労働者代表協議）議事録	１頁	①	３２行目ないし４０行目	５号、６号柱書き	６１	－
		２頁	②	１行目ないし３７行目	５号、６号柱書き	６２	－

注１　原処分において全部開示されている、文書番号１３「第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第６回熊本県最低賃金専門部会（公益代表・使用者代表協議）議事録」、文書番号１４「第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第２回熊本県最低賃金専門部会（公益代表・労働者代表協議）議事録」、文書番号１６「第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第５回熊本県最低賃金専門部会（公益代表・労働者代表協議）議事録」、文書番号１７「第５４期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会第６回熊本県最低賃金専門部会（公益代表・労働者代表協議）議事録の記載は省略した。

注２　当表は、理由説明書及び補充理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。